

「美肌のまち浜田」推進委員会規約

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この組織は、「美肌のまち浜田」推進委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 浜田市が有する美肌に関連する資源や商品等の掘り起しやパッケージ化の取組みを関係団体が連携して「美肌のまち浜田」のブランド化と美肌を目的とした美肌観光の推進により、交流人口の拡大と地域活性化に資することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 事業の企画、立案に関する事項
- (2) 本会の広報に関する事項
- (3) 新商品の開発・販売に関する事項
- (4) 事業の報告書の作成に関する事項
- (5) 本会の予算及び決算に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

第 2 章 組織

(役員)

第 4 条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | 1 人 |
| (2) 事務局長 | 1 人 |
| (3) 委員 | 3 人 |
| (4) 監査 | 1 人 |

(役員の仕事)

第 5 条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会の業務を統括し、本会を代表する。

(2) 事務局長は、本会の事務を統括する。

(3) 監査は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(事業推進委員会)

第7条 本会の企画、立案、進捗管理を行うため、事業推進委員会を置くものとする。

(会議)

第8条 本会は、必要に応じて会長が招集する。

2 本会の議長は、会長をもって充てる。

3 本会は、次の事項を審議決定する。

(1) 実施計画及び収支予算の決定に関する事

(2) 規約の制定、改廃に関する事

(3) その他本会の事業執行に関し必要な事項

(加入資格及び手続き)

第9条 本会に入会できる者は、第2条の目的に賛同した飲食・体験・宿泊などの観光事業者、生産者及び加工事業者とする。

2 入会しようとするものは、所定の入会申込書に所要事項を記載し、事務局に提出するものとする。

3 第2条の目的達成のため、本会に行政・観光協会・金融・教育・旅行代理店・マスメディアなどの支援機関に加入を求め、指導助言を受けるものとする。この場合は、前項の手続きを省略できるものとする。

第3章 会計

(経費)

第10条 本会の経費は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 拠出金

(2) 補助金・助成金

(3) 寄付金・協賛金

(4) その他の収入

(会計年度)

第 11 条 本会の会計年度は、4 月 1 日以降に始まり翌年 3 月 3 1 日までとする。

第 4 章 解散

(解散)

第 12 条 本会は、第 2 条に掲げた目的を達成した時点で解散する。

第 5 章 補則

(その他)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、第 8 条に規定する会議において決定する。

附 則

この規約は、令和 6 年 3 月 1 3 日より施行する。

附 則 (令和 7 年 6 月 2 0 日)

この規約の変更は、令和 7 年 6 月 2 0 日から施行する。